

令和6年5月の消費生活相談受付状況（速報）（検索日：令和6年6月7日）

担当：札幌市市民文化局市民生活部
消費生活課 調査指導係
TEL：011-728-2111

1 概況

5月の相談件数は742件で、前月と比べると13件（1.78%）の増加となっています。また前年同月と比べると65件（8.05%）の減少となっています。

【商品・役務別相談】

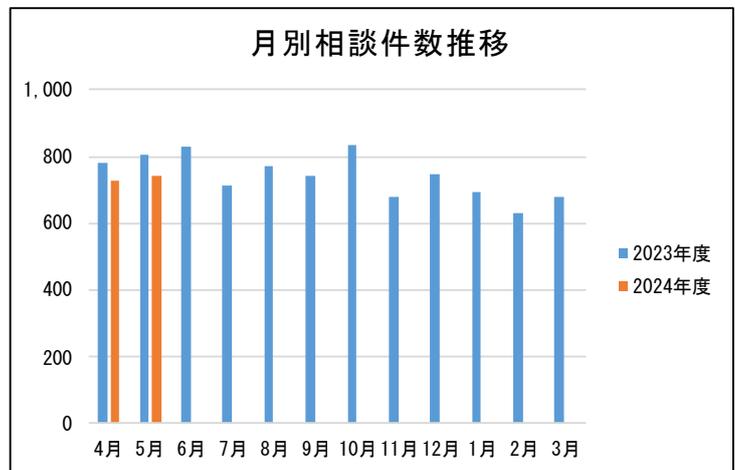
賃貸アパート退去時の原状回復費用の負担に関する事などの「集合住宅」の相談が80件で、相談全体の10.78%を占め、前月と比べて23件（22.33%）の減少となっています。

次に、商品・役務が特定されない契約や解約に関する事などの「商品一般」の相談が72件で、相談全体の9.70%を占め、前月と比べて20件（38.46%）の増加となっています。注文した覚えのない商品が届いたなどの相談が寄せられています。

次に、「健康食品」の相談が49件で、相談全体の6.60%を占め、前月と比べて16件（24.62%）の減少となっています。お試しのつもりで商品を購入したところ、定期購入が条件になっていたなどの相談が寄せられています。

次に、美容液や除毛クリームの使用等に関する「化粧品」の相談が41件で、相談全体の5.53%を占め、前月と比べて6件（17.14%）の増加となっています。

次に、探偵業務や廃品回収サービス等に関する「役務その他」の相談が40件で、相談全体の5.39%を占め、前月と比べて2件（5.26%）の増加となっています。



【商品・役務別相談上位5品目（5月）】

順位	前月	商品・役務名	件数
1	→	集合住宅	80
2	/	商品一般	72
3	\	健康食品	49
4	/	化粧品	41
5	\	役務その他	40

【相談件数が急増した商品役務】

直近1か月間で相談件数が急増した商品役務とその相談概要をご紹介します。

●他の内職・副業（4月9件→5月13件）

＜相談概要＞（30代 男性）

インターネットで副業を探していたところ、アフィリエイト（※）で稼ぐ副業の広告を見つけて登録。その後、サポート内容について事業者から電話があり、「〇〇万円のサポートコース」を案内された。高額であったが、「銀行のカードローンを組んで支払うように」と説明され、言われるままに銀行のアプリをインストール。〇〇万円の借入を申し込んだ。

後ほど事業者から注文書が電子メールで届いたが、その他の書面は何もない。突然高額な契約を案内されたことを不審に感じ、解約しようと思った。銀行に今回のローンの申し込みをキャンセルする旨を伝達。すると事業者から連絡があり、「支払わないのであれば法的措置をとる」と言われた。今後どのように対処すればよいか。

（※）アフィリエイト…インターネット広告手法の一つ。自身のブログやWebサイトに商品広告のリンクを掲載し、当該広告経由で商品が購入されるなど成果が発生すると、その成果に応じた報酬を広告主から得られるもの。「成果報酬型広告」とも呼ばれる。

＜助言内容等＞

類似のSNSでの副業トラブルについて説明。「副業サイトを検索し、自身でスタートセットを購入したこと」までは通信販売と考えられるが、その後事業者から電話で特定のサポートコースを勧誘されていることから、特定商取引法の電話勧誘販売に該当すると考えられる。まずはクーリング・オフをはがきとメールで通知するように伝え、通知方法を説明した。悪質な事業者の場合、電話勧誘販売であることを認めず、執拗に支払いを求めてくるのが考えられるが、支払いは行わないように助言した。

2 相談件数の推移及び区別内訳

札幌市消費者センター 2024年度 月別相談件数

※ 本表は全国消費生活情報ネットワーク(P10-NET2020)登録前の情報として作成した「速報」であり、今後、内容が変更される場合があります。

(単位: 件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
2023年度	779	807	831	712	771	741	836	679	745	693	632	677	8,903
2024年度	729	742											1,471
前年度比	-6.42%	-8.06%											

区別内訳

中央区	132	132											264
北区	100	104											204
東区	85	93											178
白石区	78	84											162
厚別区	34	47											81
豊平区	80	85											165
清田区	26	25											51
南区	38	34											72
西区	83	72											155
手稲区	46	44											90
その他	27	22											49

※その他は市外居住者又は住所不明